周南市体育施設条例等の一部を改正する条例制定について

周南市体育施設条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年9月4日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市体育施設条例等の一部を改正する条例

(周南市体育施設条例の一部改正)

第1条 周南市体育施設条例(平成15年周南市条例第115号)の一部を次のように 改正する。

第2条の表中

Γ

周南緑地	周南市総合スポーツセンター	周南市大字徳山 427 番地	
	周南市陸上競技場	周南市大字徳山 405 番地の 1	
	周南市野球場	II .	
	周南市水泳場	II .	
	周南市庭球場	ıı	
	周南市ソフトボール球場	II .	
	周南市サッカー場	II	
	周南市アーチェリー場	II .	
	周南市補助競技場	II	
	周南市運動広場	II	
	周南市身近な運動広場	II	

を

Γ

周南緑地	周南市総合スポーツセンター	周南市大字徳山 10427 番地	
	周南市庭球場	JJ	
	周南市ソフトボール球場	II	
	周南市サッカー場	II	
	周南市アーチェリー場	II	
	周南市運動広場	II .	
	周南市身近な運動広場	II .	
	周南市陸上競技場	周南市大字徳山 10405 番地の 1	
	周南市野球場	II .	
	周南市水泳場	II .	
	周南市補助競技場	II .	

に、

Γ

周南市須々万・長穂地区総合運動場	周南市大字須々万本郷 1153 番地の
	5

を

Γ

周南市須々万・長穂地区総合運動場	周南市大字須々万本郷 11153 番地
	の5

に、

Γ

周南市大道理地区体育館	周南市大字大道理 1332 番地	
周南市長穂地区体育館	周南市大字長穂 1692 番地の 2	

╛

を

Γ

周南市大道理地区体育館	周南市大字大道理 1334 番地の 1
周南市長穂地区体育館	周南市大字長穂 1691 番地

に、

Γ

周南市熊毛体育センター	周南市大字呼坂 9 番地の 71
-------------	------------------

を

Γ

周南市熊毛体育センター 周南市大字呼坂 10009 番地の 71

に、

Γ

周南市鹿野庭球場	周南市大字鹿野下 610 番地
----------	-----------------

を

Γ

周南市鹿野庭球場	周南市大字鹿野下 10610 番地の 2
----------	----------------------

に改める。

(周南市コアプラザかの条例の一部改正)

第2条 周南市コアプラザかの条例(平成20年周南市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

Γ

周南市コアプラザかの	周南市大字鹿野上字サヤノ原 910 番
	地、字下市 3189番の1

を

Γ

周南市コアプラザかの

周南市大字鹿野上字サヤノ原 10910番地、字下市 3189番の1

に改める。

(周南市市民センター条例の一部改正)

第3条 周南市市民センター条例(平成29年周南市条例第34号)の一部を次のよう に改正する。

別表第1中

Γ

周南市遠石市民センター

周南市大字徳山 591 番地の3

を

Γ

周南市遠石市民センター

周南市大字徳山 10591 番地の3

に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

周南市体育施設条例新旧対照表 (第1条の改正)

現行			改正案			
(設置)	(設置)			(設置)		
第2条 本	第2条 本市に次の体育施設を設ける。		第2条 本市に次の体育施設を設ける。			
	名称 位置		名称(位置	
周南緑地	周南市総合スポーツセンター	周南市大字徳山427番地	周南緑地	周南市総合スポーツセンター	周南市大字徳山10427番地	
	周南市陸上競技場	周南市大字徳山405番地の1		周南市庭球場	<u>"</u>	
	周南市野球場	<u>"</u>		周南市ソフトボール球場	<u>"</u>	
	周南市水泳場	<u>"</u>		周南市サッカー場	<u>"</u>	
	周南市庭球場	<u>"</u>		周南市アーチェリー場	<u>"</u>	
	周南市ソフトボール球場	<u>"</u>		周南市運動広場	<u>"</u>	
	周南市サッカー場	<u>"</u>		周南市身近な運動広場	<u>"</u>	
	周南市アーチェリー場	<u>"</u>		周南市陸上競技場	周南市大字徳山10405番地の1	
	周南市補助競技場	<u>"</u>		周南市野球場	<u>"</u>	
	周南市運動広場	<u>"</u>		周南市水泳場	<u>"</u>	
	周南市身近な運動広場	<u>"</u>		周南市補助競技場	<u>"</u>	

၂ ပ

現行		改正案	
(略)		(略)	
周南市須々万・長穂地区総合運動場	周南市大字須々万本郷1153番地 <u>の 5</u>	周南市須々万・長穂地区総合運動場	周南市大字須々万本郷11153番 地の <u>5</u>
(略)		(略)	
周南市大道理地区体育館	周南市大字大道理1332番地	周南市大道理地区体育館	周南市大字大道理1334番地の1
周南市長穂地区体育館	周南市大字長穂1692番地の2	周南市長穂地区体育館	周南市大字長穂1691番地
(略)		(略)	
周南市熊毛体育センター	周南市大字呼坂 9番地の71	周南市熊毛体育センター	周南市大字呼坂10009番地の71
(略)		(略)	
周南市鹿野庭球場	周南市大字鹿野下610番地	周南市鹿野庭球場	周南市大字鹿野下10610番地の <u>2</u>
(略)		(略)	

周南市コアプラザかの条例新旧対照表 (第2条の改正)

利用 中 コ ノ ノ グ が 砂 米 例 利 旧 刈 庶 衣 (免 2 未 の 以 正)					
現行	改正案				
(設置等)	(設置等)				
第2条 市民が生きがいをもち、いきいきと健康 域社会の実現に向けて、保健、福祉、医療及び 進並びに地域活動、高齢者活動及び女性活動の何 め、次のとおりコアプラザかのを設置する。	選学習の推 域社会の実現に向けて、保健、福祉、医療及び生涯学習の				
名称 位置	名称 位置				
周南市コアプラザかの <u>周南市大字鹿野上字サヤノ原910</u> 3189番の1	<u> </u>				
域社会の実現に向けて、保健、福祉、医療及び生産並びに地域活動、高齢者活動及び女性活動の何め、次のとおりコアプラザかのを設置する。 名称 位置 周南市コアプラザかの 周南市大字鹿野上字サヤノ原910	選手習の推 域社会の実現に向けて、保健、福祉、医療及び生涯学習の				

2 • 3

(略)

2 · 3 (略)

周南市市民センター条例新旧対照表 (第3条の改正)

現行		改正案	
別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)	
名称	位 置	名称	位 置
(略)		(略)	
周南市遠石市民センター	周南市大字徳山591番地の3	周南市遠石市民センター	周南市大字徳山10591番地の3
(略)		(略)	